

給与支払報告書（総括表）及び普通徴収申請書 記入例

令和7年度（令和6年分）給与支払報告書（総括表）

令和7年1月20日提出

大木町長 宛

指定番号

8888888

給与の支払期間	令和6年1月分から12月分まで												
給与支払者の個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
フリガナ	オオキ カフシキガイシャ												
事業種目	製造業												
給与支払者の氏名又は名称	大木 株式会社												
受給者総人員	30 人												
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称	同上												
	特別徴収対象者	10 人											
フリガナ	フクオカケン ミツマゲン オオキマチ オオアザ ハッチョウムタ												
	普通徴収対象者	2 人											
同上の所在地	〒830-0416 福岡県三潴郡大木町大字八町牟田255-1												
	普通徴収対象者	1 人											
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	大木 太郎												
	所轄税務署	大川											
連絡者の所属課、係名、氏名及び電話番号	総務 課 給与 係												
	給与の支払方法及びその期日	月給 毎月20日											
関与税理士等の氏名及び電話番号	山田税理士事務所 山田次郎												
	納入書の送付	必要 <input type="radio"/> 不要 <input checked="" type="radio"/>											

提出期限は令和7年1月31日（金）です。

○給与支払報告書（個人別明細書）は1人につき1枚ご提出ください（複写は不要です）。

○特別徴収できない場合は、「普通徴収申請書」を必ず記入の上ご提出ください。

(1) 給与の支払をする者で、給与所得について所得税を源泉徴収する義務のある者は、次により関係市町村に支払報告書を提出してください。

・1月1日現在において給与の支払を受けている者……1月31日まで

・給与の支払を受けている者のうち給与の支払を受けなくなった者……退職した年の翌年の1月31日まで

(2) 「指定番号」欄……大木町が定める指定番号を記載してください。初めて提出される場合は記載の必要はありません。

(3) 「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄……給与支払者の個人番号又は法人番号を右詰で記載してください。

(4) 「受給者総人員」欄……1月1日現在において給与等の支払を受けている者の総人員（大木町外を含む）を記載してください。

(5) 「特別徴収対象者」欄……大木町へ「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する者で、特別徴収（住民税を給与天引き）の対象となるものの人員を記載してください。

(6) 「普通徴収対象者（退職者）」欄……大木町へ「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する者で、普通徴収（住民税を個人で納付）の対象となるもののうち退職者の人員を記載してください。

(7) 「普通徴収対象者（退職者を除く）」欄……大木町へ「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する者で、普通徴収（住民税を個人で納付）の対象となるもののうち退職者を除いた人員を記載してください。

※普通徴収を希望する場合は、普通徴収申請書の提出が必要です。

(8) 「報告人員の合計」欄……「特別徴収対象者」欄、「普通徴収対象者（退職者）」欄及び「普通徴収対象者（退職者を除く）」欄の人員の合計を記載してください。

(9) 「納入書の送付」欄……納入の際に納付書を使用する場合は「必要」、使用しない場合は「不要」に○をつけてください。

※「不要」を選択した場合でも、納入書が届く場合がありますのでご了承ください。

◎普通徴収申請書の使用について（総括表の右側にあります）

普通徴収申請書

大木町長 宛

指定番号 8888888

事業主名 大木 株式会社

この申請書以降の者は、下記理由により特別徴収できないため、普通徴収として申請します。

略号	理由	人数
A	退職者又は退職予定者(5月末まで)	2 人
B	給与の支払がない月がある者	人
C	年間の給与の支払金額が930,000円以下の者	人
D	他の事業主から特別徴収されている者(乙欄該当者)	1 人
E	事業専従者(事業主が個人の場合のみ該当)	人
F	給与受給者総数が2人以下 ※全従業員数からA～Eの該当者を除く人数	人
普通徴収申請書 合計人数		3 人

【提出方法】

総括表

個人別明細書
(特別徴収)

普通徴収申請書

個人別明細書
(普通徴収)

※一束にしてご提出ください。

(10) 特別徴収できない場合は、「普通徴収申請書」に人数を記入の上、ご提出ください。

提出がない場合は、特別徴収となります。

(11) 普通徴収を申請する従業員の方の個人別明細書の摘要欄に、略号A～Fを記載してください。